

第 1 0 4 号議案

足立区特別職報酬等審議会条例及び足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別職報酬等審議会条例及び足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(足立区特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 1 条 足立区特別職報酬等審議会条例(昭和 3 9 年足立区条例第 4 4 号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬等」を「議員報酬等」に改める。

第 1 条中「議員報酬等の額」を「議会の議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び常勤の監査委員の給料の額(以下「議員報酬等の額」という。)」に、「足立区特別職報酬等審議会」を「足立区特別職議員報酬等審議会」に改める。

第 2 条中「議会の議員の報酬の額並びに区長、副区長及び常勤の監査委員の給料の額」を「議員報酬等の額」に、「当該報酬等」を「当該議員報酬等」に改める。

(足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 足立区議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年足立区条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第 1 条、第 2 条(見出しを含む。)、第 3 条(見出しを含む。)、第 4 条(見出しを含む。)、第 5 条(見出しを含む。)及び第 6 条(見出しを含む。)中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第 8 条第 2 項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

別表中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の項附属機関の名称の欄中「足立区特別職報酬等審議会」を「足立区特別職議員報酬等審議会」に改める。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。